

# 令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	16		府省庁名 国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業税</span> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	東京湾横断道路株式会社に係る外形標準課税（資本割）の課税標準の特例措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>東京湾横断道路株式会社（以下「TTB」という。）が、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（以下「湾横特措法」という。）における東京湾横断道路建設事業者として、事業遂行のために必要とされ出資を受けた資本金等の額。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>TTBに対する法人事業税の資本割の課税標準の算定について、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する措置の適用期限を5年間（令和11年3月31日まで）延長する。          （計算式：法人事業税額＝「課税標準額（資本金等－資本金等×（建設事業未収金/総資産））×税率」）</p>		
関係条文	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>地方税法附則第9条第7項              地方税法施行令附則第6条の2第1項              地方税法施行規則附則第2条の7</p> </div>		
減収見込額	<p>[初年度] － ( ▲436 ) [平年度] － ( ▲420 )          [改正増減収額] － (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>本特例措置を講じることにより、本来国が行うべき国道の建設等について、湾横特措法に基づき、東京湾横断道路事業を実施するTTBの適正かつ円滑な事業の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>大規模プロジェクトによる東京湾横断道路（一般国道409号）の建設等については、湾横特措法により、TTBが特例的に行った。</p> <p>TTBは、当該道路の建設等に当たり、有利子債務を少なくするため、地方公共団体等から多額の出資金を受けており、資本金等の額が著しく大きなものとなっている。</p> <p>また、TTBの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金（高速道路機構からの建設費用割賦支払予定額）であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであることから、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産の金額のうち建設事業未収金の金額の占める割合を乗じた金額を控除する本特例措置は、TTBの適正かつ円滑な事業の推進に支障を生じさせないために必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	－		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 8 都市・地域交通などの快適性、利便性の向上 施策目標 29 道路交通の円滑化を推進する
	政策の達成目標	東京湾横断道路開通後のＴＴＢの事業としては、湾横特措法第２条に基づき実施している東京湾横断道路の日常的管理業務及び休憩施設事業が主となっており、ＴＴＢの資本金等が、現在の事業規模に比べて著しく過大となっている。また、仮に特例措置がない場合においては、ＴＴＢの事業経営に与える影響が甚大となる。 このため、本特例措置を講ずることにより、ＴＴＢの適正かつ円滑な事業の推進に資する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	５年間（令和６年４月１日～令和１１年３月３１日）
	同上の期間中の達成目標	本特例措置により、ＴＴＢの適正かつ円滑な事業の推進を図る。
	政策目標の達成状況	本特例措置により、ＴＴＢの適正かつ円滑な事業の推進が図られている。
有効性	要望の措置の適用見込み	本措置の適用事業者数：１事業者
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例措置により、ＴＴＢの適正かつ円滑な事業の推進が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	ＴＴＢの貸借対照表上、資産のほとんどが建設事業未収金であり、これは、本来国が行うべき道路建設等を代行することにより生じたものであり、本特例措置の創設時から上記状況は大きく変化していないことから、資本金等の額から、当該資本金等の額に総資産の金額のうちに建設事業未収金の金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除する本特例措置は妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	各事業年度に係る法人事業税の資本割分（単位：百万円）				
		適用事業者数	特例非適用の場合 (A)	実納税額 (B)	差額 (減収額) (A-B)
	H30	1	456	8	448
	R1	1	455	7	448
	R2	1	455	8	448
	R3	1	456	9	447
	R4	1	455	12	443
※四捨五入の関係で、各計数が一致しないことがある。					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	適用総額の種類：課税標準（資本金等の額） 適用総額： 88,462,513 千円 (R1) 88,634,099 千円 (R2) 88,510,156 千円 (R3)				
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、TTBの適正かつ円滑な事業の推進が図られている。				
前回要望時の達成目標	本特例措置により、TTBの適正かつ円滑な事業の推進を図る。				
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置により、TTBの適正かつ円滑な事業の推進が図られている。				
これまでの要望経緯	平成 16 年度新設 平成 21 年度延長（平成 25 年度まで） 平成 26 年度延長（平成 30 年度まで） 令和元年度延長（令和 5 年度まで）				